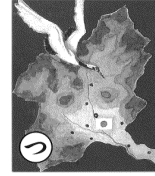




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年2月16日(火) 第9876号

目次

	ページ
告 示	
○保安林予定森林(森林保全課)	2
○家畜伝染病発生報告(畜産課)	2
○土地収用法の規定による事業認定(監理課)	2
○道路の区域変更(道路管理課)	4
○道路の供用開始(同)	5
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	5
○同	6
公 告	
○開発工事の完了(建築課)	6

■ 告 示

◎群馬県告示第31号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和3年2月16日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 多野郡上野村大字榎原字小倉2275の1、藤岡市三波川字犬塚3316から3319まで、3323の1、甘楽郡南牧村大字大塩沢字木々岩甲1975、乙1975、丙1975、1976、甲1989、1996、1997、1999の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

多野郡上野村大字榎原字小倉2275の1、藤岡市三波川字犬塚3316から3319まで、3323の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課並びに藤岡市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第32号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和3年2月16日

群馬県知事 山本 一 太

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所	処置
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	令和3年2月2日	前橋市	法令殺

◎群馬県告示第33号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和3年2月16日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 起業者の名称 伊勢崎市
- 2 事業の種類 境消防署庁舎建設事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分 伊勢崎市境木島字雉子尾地内
- (2) 使用の部分 なし

- 4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 伊勢崎市消防本部警防課

- 5 事業の認定をした理由

申請に係る事業(以下「本件事業」という。)は、以下のとおり法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

- (1) 法第20条第1号の要件への適合性

本件事業は、伊勢崎市が、境消防署の消防力の強化を図るために、災害時において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため十分な耐震性を有し、災害による被害に耐え得るよう災害活動拠点としての機能性を充実させるために新たに境消防署庁舎を建設する事業であり、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、令和2年3月に本件事業の実施を決定し、かつ、本件事業の施行に必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

現在の境消防署庁舎は、昭和48年伊勢崎佐波消防組合発足に伴い、昭和56年の耐震基準改定前の昭和47年3月に建設され竣工から48年を経過している。鉄筋コンクリート造2階建の庁舎は老朽化が進んでおり、現在まで外壁塗装、屋上防水工事及び設備関連改修工事を行ってきた。東日本大震災では、災害応急対策の実施拠点となる境消防署庁舎は重大な被害には至らなかったものの、今後近隣で同様の災害が発生した場合は災害拠点として維持することが困難な状況と考えられる。また近年多発する集中豪雨などの大規模な災害をはじめ、今後に起こり得る首都直下地震や南海トラフ地震、パンデミック(感染症の爆発的拡大)に備えることは公共施設にとって必須の課題であり、高齢化社会に配慮したユニバーサルデザインにおいても必要な条件となっている。

本件事業は、このような課題を解決するため、境消防署庁舎を移転新築し、耐震性の不足の解消及び防災拠点機能の強化、庁舎の狭あい化や建物・設備の老朽化の解消、緊急出動の迅速化を図るものである。具体的には現在の境消防署庁舎は建築基準法(昭和25年法律第201号)改定前の旧耐震基準で建築されたものであり、改正後の同法の耐震基準を満たすことで、消防庁舎の重要な使命である市民の生命や財産を確実に守ることができる。また、現在の境消防署庁舎は老朽化によるコンクリートの劣化や鉄筋の爆裂による中性化、屋上防水の劣化による雨漏りが発生している状況であるとともに、耐用年限による設備更新も急務であり、耐震改修では解消できない状況を改築することにより根本的に解決することができる。さらに、起業

地は一般国道354号が東西に伸び主要地方道が近隣で交差しているため、出動の利便性が高く災害現場までの時間短縮を図ることができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項及び群馬県環境影響評価条例(平成11年群馬県条例第19号)第2条第4項に規定する対象事業ではないが、生活環境に関しては、工事期間中は低騒音・低振動の建設機械及び工法を選択して周辺環境への影響を抑制することとしている。

なお、希少な野生動植物への影響について、起業地は「群馬県の貴重な自然」で示している地形・地質の区域に該当せず、希少な野生動植物の生息及び生育情報は報告されていないが、起業者は、希少動植物の生息及び生育が確認された場合には、関係機関と協議し、適切な措置を講ずるとしている。また、起業地は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していないが、起業者は、工事の実施に当たり埋蔵文化財が発掘された場合は、伊勢崎市文化財保護課と協議を行い、必要に応じ適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる公共の利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、「第2次伊勢崎市総合計画後期基本計画」(令和2年3月策定)に則するものであると認められる。

本件事業の起業地の選定に当たっては、交通の利便性、周辺環境、土地利用状況等を考慮して選定した6案を比較検討して、社会的、技術的及び経済的な面から総合的に判断した結果、最も優れた案を採用していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、現在の境消防署庁舎は旧耐震基準で建築されたものであり、安全な耐震強度を有した施設を整備する必要が生じている。また老朽化によるコンクリートの劣化や鉄筋の爆裂による中性化、屋上防水の劣化による雨漏りが発生しているため、本件事業を早期に施行する必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月16日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	462号	藤岡市坂原字布施1969番の2地先から同市同字同1966番の3地先まで	前	13.8~35.6	77.0
			後	16.2~42.6	77.0

◎群馬県告示第35号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月16日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	462号	藤岡市坂原字布施1969番の2地先から同市同字同1966番の3地先まで	令和3年2月16日

◎群馬県告示第36号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和3年2月16日

群馬県知事 山本 一 太

御座地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号と令和元年11月5日群馬県告示第185号で指定した御座地区急傾斜地崩壊危険区域の標柱1号と10号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱2号までを順次結んだ線及び標柱2号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
1	沼田市	利根町	追貝	原開戸	63番

2 同 同 同 同 377番1

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県沼田土木事務所において縦覧に供する。

◎群馬県告示第37号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和3年2月16日

群馬県知事 山本 一 太

細工屋2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から6号までと昭和55年9月16日群馬県告示第621号で指定した太田橋上地区急傾斜地崩壊危険区域の標柱16号と15号を順次結んだ線及び同告示で指定した同区域の標柱15号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
1	利根郡	片品村	越本	大坂上	2043番
2	同	同	同	同	2042番
3	同	同	同	同	2029番甲
4	同	同	同	細工屋	1903番2
5	同	同	同	同	1902番1
6	同	同	同	同	1901番3

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県沼田土木事務所において縦覧に供する。

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和3年2月16日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字樋越90-8	伊勢崎市宮子町2948番地 コミューンM203 鈴木哲也
2	邑楽郡明和町大佐貫236-6	邑楽郡明和町中谷83番地13 松坂吉丈
3	佐波郡玉村町大字上之手1670-2	佐波郡玉村町大字角淵5115番地2 メゾン ドメグ302号室 棚橋保徳
4	邑楽郡邑楽町大字赤堀字宿474-7、474-9	館林市松沼町3番1号 松沼町第2住宅-10

		2 今井義樹、今井久美
5	邑楽郡明和町南大島1602-1	邑楽郡明和町南大島1130番地2 町営住宅 新田団地B棟314 長谷川喜洋
6	邑楽郡板倉町大字大高嶋字高鳥1715-1	栃木県栃木市小平町1番15号 フォレメゾン A202 五十畑直、五十畑雅美

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
